

(学校生活管理指導表～教職員用～)



「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を用いた詳細な情報の把握

学校には、アレルギー疾患のある児童生徒が在籍しています。これらの児童生徒に対して、適切な取り組みを行うためには、個々の児童生徒に関する詳細な情報を学校の教職員全員で共有することが重要です。

● 管理指導表は個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医が記載し、保護者を通じて、学校が把握するものです。

表 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎

裏 食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎

● ● ● 管理指導表は原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、以下のように活用されることを想定し作成されています。● ● ●

- ①学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取り組みを希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ②保護者は、学校の求めに応じ、主治医・学校医に記載してもらい、学校に提出する。
- ③学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取り組みを実施する。
- ④主なアレルギー疾患が1枚（表・裏）に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒について1枚提出される。
- ⑤学校は提出された管理指導表を、個人情報の取り扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。
- ⑥管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な場合は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。）
- ⑦食物アレルギーの児童生徒に対する給食での取り組みなど必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報の提出を求め、総合して活用する。

管理指導表には児童生徒の健康に関わる重要な個人情報が記載されていますので、学校は管理に十分注意するとともに、情報を知った教職員は、他者にその情報を漏らさないようにする必要があります。